



第10支部 学校事務 共同実施だより～第1号～



夏季休業中のサービスについて

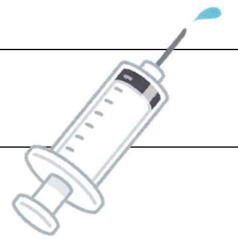
間もなく夏季長期休暇が始まります。通常とは異なる勤務が多くなりますので、事前にサービス関係について確認しましょう。（別紙「夏季休業中のサービスについて」参照）

互助組合の新規事業紹介

互助組合が今年度より始めた新事業を紹介します。有効に活用してみてはいかがでしょうか。

インフルエンザ予防接種助成

対象者	インフルエンザ予防接種を受けた日に現職組合員である者
助成内容	当年度につき1回、1,000円を限度に費用を助成
予防接種の期間 及び請求期限	令和元年7月1日～令和2年1月31日
医療機関	インフルエンザ予防接種を実施している医療機関
流れ	<ol style="list-style-type: none"> ① 医療機関にて予防接種を受ける ② 医療機関の窓口で予防接種料金を支払い、 請求に必要な事項が記載された領収書を受け取る。 ③ 「インフルエンザ予防接種助成金請求書」に必要事項を 記入し、領収書（コピー可）を添付し、事務職員へ提出する。 ④ 翌月25日に療養費等の給付金口座に振り込まれる。



★必要事項★

- ①組合員氏名 ②接種日 ③「インフルエンザ予防接種」の記述
④金額 ⑤医療機関名と印（電算で記載されている場合、印は省略可）

健康増進助成

対象者	互助組合で年度内に30歳・35歳・40歳・45歳・55歳（満年齢）に達する者 ※該当者あてに互助組合から通知がきます
助成内容	当年度につき1回、5,000円相当の健康増進に係る物資等を助成



用務員さんの共同実施が行われました！

第1回環境整備担当者会が5月14日に開催されました。

協議のなかでは、各校の課題を持ち寄り、作業時における安全に重点をおいて、今年度の共同実施作業を検討しました。

樹木の剪定や施設の修繕は一人で行うには危険も伴い、大変な作業です。知識・技術の伝達や共同作業を行うことができる体制を確立し、支部全体でよりよい学校づくりをしていけると良いですね。

第1回担当者会の後、さっそく共同作業が2回行われました。

第2回 5月22日 清水第五中学校
作業内容：樹木の剪定



1階の教室の窓を完全に覆ってしまっている状態に…



作業開始！！



日当たりがよくなり教室
が明るくなりました＊



第3回 5月30日 清水第三中学校
作業内容：プラタナスの枝払い作業

ごみの出し方を見直しましょう



学校は事業所扱いなので、家庭ごみの収集と同じ考えでごみを出してしまうと、回収してもらえないことがあります。今一度、学校でのごみの出し方を確認しましょう。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
静岡市 HP より

週1回の回収で出せるごみは「事業系一般廃棄物」です。学校で認められている「事業系一般廃棄物」とは、紙くず、古布類、雑草、剪定枝、落ち葉です。

プラスチック、ビニール袋、発泡スチロール等は **産業廃棄物** です。大量に出る場合は、用務員または事務に聞いてください。

お弁当のごみや教材の梱包材は、なるべく業者に引き取ってもらうよう配慮してください。使用済みの大量にまとまった養生テープ等は、捨てることができませんので注意しましょう。

給食が無い期間、各自で用意するお昼の生ゴミやお弁当箱については、持ち帰るようにしてください。（夏季休業中のごみの回収が2週間に一度になります）

旅費の運用方法の改正・見直しがありました

「第12支部共同実施だより」より抜粋

管内旅費の区域拡大

平成31年4月1日付けで「旅費条例施行規則第11条」が改正

区域	改正前	改正後
管内	静岡市内、焼津市（旧大井川町を除く）、藤枝市（旧岡部町のみ）、富士市（旧富士川町のみ）	静岡市内、焼津市 <u>(全域)</u> 、藤枝市 <u>(全域)</u> 、富士市 <u>(全域)</u> 、 島田市、富士宮市、牧之原市、吉田町、川根本町

公共交通機関を使用する場合、所属（自宅）の最寄駅またはバス停から、目的地の最寄駅またはバス停までの運賃を請求できます。また、自家用車の公務使用の要件を満たしている場合は、自家用車の使用も可能です。

新たに「静岡～掛川」区間のみの乗車が追加されました。静教研夏季研究大会等で掛川市近辺にお出かけの際は、新幹線利用の旅費請求ができません。ご注意ください！

新幹線の利用について

項目	改正前	改正後
新幹線の利用禁止区間（追加）	静岡～新富士間、三島～熱海間、東京～上野間、東京～品川間	静岡～新富士間、 静岡～掛川間 、三島～熱海間、 東京～大宮間 、東京～品川間
東海道・山陽新幹線「のぞみ」、東北新幹線「はやぶさ」、山陽・九州新幹線「みずほ」の利用	利用することにより、前泊又は後泊が不要となる場合のみ利用可	<ul style="list-style-type: none"> 九州地方に旅行する場合の「のぞみ」又は「みずほ」の利用を認める。（乗換駅は新大阪駅） 盛岡以北に旅行する場合の「はやぶさ」の利用を通常の経路とする。（乗換駅は東京駅）
北陸新幹線の利用拡大	一部利用可	富山県内までの北陸新幹線の利用を通常の経路とする。（乗換駅は東京駅）



夏季休業中の 勤務について

不明な点は事務職員にお聞きください。



休暇					
内 容	備 考		部 数	提 出 先	出 勤 簿 の 表 示
年次有給休暇	夏季計画的年休	1日単位で3日 ※本休暇分の追加付与は無し ・休暇申請期間の余白に「夏季」と記載する	1	学校長	終日 休暇
	その他	1日、半日 (8:15-12:15/13:00-16:45)、1時間単位			半日 時休半 時間取得 時休 ○
	○年次有給休暇等管理簿				
夏季休暇	1日単位で5日 ※7月～9月の間に取得する		1	学校長	夏休
	○年次有給休暇等管理簿				
両立支援休暇	1日、1時間単位で2日 ※取得可能事由を記入する		1	学校長	特休
	○年次有給休暇等管理簿 ※理由欄に該当番号・記号を記入する 例「3-エ」				
その他の勤務					
内 容	備 考		部 数	提 出 先	出 勤 簿 の 表 示
教職員体育大会	校長	職務専念義務免除願出書（個人用） 様式第30号その1	2	教職員課	免除 or 免除○
	その他	職務専念義務免除願出書（連名用） 様式第30号その4	1	学校長	
静岡地区教育講演会 7/31静岡市民文化会館	旅行整理簿兼自家用車による出張申出承認簿 または 年次有給休暇等管理簿 ※現職に関するもので職務上必要と判断される場合は、公務扱い （それ以外は年次有給休暇） ※教員も校長・事務職員と同じ扱いに変更		1	学校長	(公務扱い) 出張
教員免許更新制に係る 免許状更新講習	職務専念義務免除願出書（個人用） 様式第30号その3またはその4		1	学校長	免除 or 免除○
人間ドック (義務検診に代える場合)	職務専念義務免除願出書（個人用） 様式第30号その3 ※1泊2日以上の場合、健診日と別日に結果説明を受ける場合は年次有給休暇				
脳ドック (共済組合認定の医療機関で受診)	職務専念義務免除願出書（個人用） 様式第30号その3 ※指定医療機関以外は年次有給休暇				
生活習慣病健診、指定年齢健診、 婦人科健診(互助組合)	学外命令簿 または 旅行整理簿兼自家用車による出張申出承認簿		1	学校長	(公務扱い) 出張・学外
教員免許状認定講習 大学の通信教育の課程 スクーリング・集中講義、 大学等における司書教諭講習会 栄養教諭免許取得の認定講習	職務専念義務免除願出書 様式第30号その1（個人用）（10日間） ※但し、11日目からは教特法第22条第2項による研修 または年次有給休暇扱い（様式第31号・第32号）		2	教職員課	免除 or 免除○
社会教育主事講習会 介護講座（共済組合主催）	年次有給休暇等管理簿				

○は取得時間数を記載